



新潟県



発 行 新 潟 県

号 外 2

令和 2 年12月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 65 新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境企画課）
- 66 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

規 則

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第65号

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県環境影響評価条例施行規則（平成12年新潟県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例） 第49条の 2 前条第 5 項の<u>都市計画について都市計画法第18条（同法第21条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第19条第 1 項及び第 2 項（同法第21条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定が適用される場合には、</u>条例第32条の 3 第 3 項の規定は、都市計画決定権者が前条第 5 項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について準用する。この場合において、<u>条例第32条の 3 第 3 項中「第32条第 2 項の規定により読み替えて適用される」とあるのは、「規則で定めるところにより当該都市計画に係る事業者から送付を受けた」と読み替えるものとする。</u>	（事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例） 第49条の 2 前条第 5 項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、<u>同項の都市計画を定めようとするときに都市計画法第19条第 3 項（同法第21条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要する場合には、</u>知事に当該評価書を送付しなければならない。 2 <u>前項の都市計画について都市計画法第18条（同法第21条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第19条第 1 項から第 4 項まで（同法第21条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定が適用される場合には、</u>条例第32条の 3 第 3 項の規定は都市計画決定権者が前条第 5 項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、<u>条例第32条の 3 第 4 項の規定は当該都市計画について知事が都市計画同意を行う場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「第32条第 2 項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「規則で定めるところにより当該都市計画に係る事業者から送付を受けた」と、同条第 4 項中「前項の都市計画」とあるのは「事業者が第15条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等が定められる都市計画につき、都市計画法第17条第 1 項の規定による公告が行われる場合における当該都市計画」と読み替えるものとする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第66号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(1)～(235) （略）	(1)～(235) （略）
(236) <u>福祉保健部関係輸出証明書発行手数料</u>	(236) <u>つけ物製造業許可申請手数料</u>
(237) <u>福祉保健部関係適合施設認定申請手数料</u>	(237) <u>魚介類加工業許可申請手数料</u>
<u>(238)から(243)まで</u> 削除	
	<u>(238) もち製造業許可申請手数料</u>
	<u>(239) 食品の小分包装業許可申請手数料</u>
	<u>(240) 弁当類又はそう菜類販売業許可申請手数料</u>
	<u>(241) 冷凍食品販売業許可申請手数料</u>
	<u>(242) 豆腐販売業許可申請手数料</u>
	<u>(243) 食品行商許可申請手数料</u>
(244)～(255) （略）	(244)～(255) （略）
(256) <u>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料</u>	(256) <u>喫茶店営業許可申請手数料</u>
(257) <u>食肉販売業許可申請手数料</u>	(257) <u>菓子製造業許可申請手数料</u>
(258) <u>魚介類販売業許可申請手数料</u>	(258) <u>あん類製造業許可申請手数料</u>
(259) <u>魚介類競り売り営業許可申請手数料</u>	(259) <u>アイスクリーム類製造業許可申請手数料</u>
(260) <u>集乳業許可申請手数料</u>	(260) <u>乳処理業許可申請手数料</u>
(261) <u>乳処理業許可申請手数料</u>	(261) <u>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料</u>
(262) <u>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料</u>	(262) <u>乳製品製造業許可申請手数料</u>
(263) <u>食肉処理業許可申請手数料</u>	(263) <u>集乳業許可申請手数料</u>
(264) <u>食品の放射線照射業許可申請手数料</u>	(264) <u>乳類販売業許可申請手数料</u>
(265) <u>菓子製造業許可申請手数料</u>	(265) <u>食肉処理業許可申請手数料</u>
(266) <u>アイスクリーム類製造業許可申請手数料</u>	(266) <u>食肉販売業許可申請手数料</u>
(267) <u>乳製品製造業許可申請手数料</u>	(267) <u>食肉製品製造業許可申請手数料</u>
(268) <u>清涼飲料水製造業許可申請手数料</u>	(268) <u>魚介類販売業許可申請手数料</u>
(269) <u>食肉製品製造業許可申請手数料</u>	(269) <u>魚介類せり売営業許可申請手数料</u>
(270) <u>水産製品製造業許可申請手数料</u>	(270) <u>魚肉ねり製品製造業許可申請手数料</u>
(271) <u>氷雪製造業許可申請手数料</u>	(271) <u>食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料</u>
(272) <u>液卵製造業許可申請手数料</u>	(272) <u>食品の放射線照射業許可申請手数料</u>

(273) <u>食用油脂製造業許可申請手数料</u>	(273) <u>清涼飲料水製造業許可申請手数料</u>
(274) <u>みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料</u>	(274) <u>乳酸菌飲料製造業許可申請手数料</u>
(275) <u>酒類製造業許可申請手数料</u>	(275) <u>氷雪製造業許可申請手数料</u>
(276) <u>豆腐製造業許可申請手数料</u>	(276) <u>氷雪販売業許可申請手数料</u>
(277) <u>納豆製造業許可申請手数料</u>	(277) <u>食用油脂製造業許可申請手数料</u>
(278) <u>麺類製造業許可申請手数料</u>	(278) <u>マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料</u>
(279) <u>そうざい製造業許可申請手数料</u>	(279) <u>みそ製造業許可申請手数料</u>
(280) <u>複合型そうざい製造業許可申請手数料</u>	(280) <u>しょうゆ製造業許可申請手数料</u>
(281) <u>冷凍食品製造業許可申請手数料</u>	(281) <u>ソース類製造業許可申請手数料</u>
(282) <u>複合型冷凍食品製造業許可申請手数料</u>	(282) <u>酒類製造業許可申請手数料</u>
(283) <u>漬物製造業許可申請手数料</u>	(283) <u>豆腐製造業許可申請手数料</u>
(284) <u>密封包装食品製造業許可申請手数料</u>	(284) <u>なつ豆製造業許可申請手数料</u>
(285) <u>食品の小分け業許可申請手数料</u>	(285) <u>めん類製造業許可申請手数料</u>
(286) <u>添加物製造業許可申請手数料</u>	(286) <u>そうざい製造業許可申請手数料</u>
<u>(287)及び(288) 削除</u>	<u>(287) 缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料</u>
	<u>(288) 添加物製造業許可申請手数料</u>
(289)～(417) (略)	(289)～(417) (略)
(418) <u>農林水産部関係輸出証明書発行手数料</u>	(418) <u>輸出水産動物に係る証明書交付手数料</u>
(419) <u>農林水産部関係適合施設認定申請手数料</u>	(419) <u>削除</u>
(420)～(480)の2 (略)	(420)～(480)の2 (略)
<u>(480)の2の2 居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの特例許可申請手数料</u>	
(480)の3～(585) (略)	(480)の3～(585) (略)

附 則

この規則中別表第480号の2の2を加える改正は公布の日から、同表第236号、第237号、第418号及び第419号の改正は令和3年4月1日から、その他の改正は同年6月1日から施行する。